

群会議の話題

第453号

2023年3月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
E-mail. info@doken-ota.jp
© 3月1日組織人員
現在 4,250人

今月のテーマ

仲間とつながり、助け合おう

春の拡大月間も視野に行動を

3月になり気温も上がり、春の訪れを感じる日も多くなってきました。

さて組合では、分会総会の時期となりました。今年度最後の群会議が終わると今月後半から、全分会が一斉に総会を開催します。

年度の組合活動につなげましょう。また役員だけでなく、1人ひとりが日頃から「仲間のつながり」と「助け合い」の意識を持ち、組合活動に取り組みましょう。

* * *

総会では、この1年間の活動報告や次年度の活動方針、予算などを決め、分会・群役員、専門部長を選出します。また拡大運動や後継者の掘り起こし、仕事確保運動や厚文行事等に分会でどのように取り組んでいくか（どこに力を入れるか）によって、予算配分も決まっています。

つまり、分会総会は1年間の終わりでもあります。始まりでもあります。

1月から3月で取り組んでいる春一番拡大で、どれだけ成果をあげられるかが、年間目標達成にも大きな影響を与えます。

3・4月は、事業所で社員の異動がある時期です。事業所から情報を聞き取り、組合加入の話を進めましょう。

また拡大行動は、拡大センターに参加することだけではありません。普段、拡大センターに参加できない人も現場等で「組合未加入者に組合制度を伝える」など、一声掛けることも拡大行動であり、できることをやることが重要です。

拡大運動は協力者が増えれば増えるほど、情報が集まり、行動量も増え、大きく前進します。春一番拡大目標を追求しながら、春の月間も視野に対象者を掘り起こしましょう。

4月10日(月) 第68回支部大会 開催のため 事務所を閉鎖します

組合活動は一部の役員だけでなく、多くの仲間での助け合い協力しながら、取り組むことが必要です。そのことをあらためて総会で確認し、今後の分会・群役員の担い手、そして23

どけんカレンダー (2023年3月12日~4月22日)

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
3月				群会議		
19	20	21	22	23	24	25
分会集約会議						
26	27	28	29	30	31	1
						4月
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
第68回 大田支部大会			分会執行委員会			
16	17	18	19	20	21	22
群会議		拡大行動日		拡大行動日		

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時 3月22日(水)午後 2時
4月 5日(水)午前10時
受付 支部会館2階

~~~~~

★税務相談会(予約制)  
日時 3月24日(金)午前10時  
受付 支部会館2階

~~~~~

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

賃金引き上げの実現を

物価高騰から暮らしを守るために

全労連を中心に行われている最低生計費調査の調査結果は、国が算出している標準生計費の現実とかけ離れた結果となっています。東京土建でも具体的な賃金運動の前進めざし、より多くの賃金調査を集約し、現実的な標準賃金の設定を確立する運動に取り組みます。

◆賃金アンケート

今年も賃金調査アンケートを実施します。支部で集約したものを

東京都連合会に結集し、企業交渉等の参考資料として役立てますので提出にご協力ください。また、アンケートはWEBからの回答も可能です。より多くの情報を集め夢のある建設産業を作りましょう。

◆新年度保険証の交付

●保険証受け取りの流れ

- ① 4月分までの組合費、国保料を納める
- ② 支部集約日（3月22日）に

大田支部だけの独自制度 中学校卒業祝金

大田支部は東京土建の中でも唯一互助制度を持っており他の支部にはない支部独自の制度がいくつもあります。

○中学校祝金・・・2万円

[申請要件]

- ① 組合員の子どもが中学校を卒業した
- ② 加入1年未満の方は1年経過した後、給付

[手続きの流れ]

- ① 申請用紙を記入（支部HP印刷可）
- ② 確認書類の準備
 - ・ 続柄記載の住民票
 - ・ 卒業証書の写し

※詳しくは互助制度委員会まで

各組合員の納入状況を確認し、各分会の会計担当役員に保険証を交付。

③ 分会の会計担当役員から各群の役員に交付（交付方法は分会ごとに異なります）

④ 各群の役員を通じて受け取るようになります。（交付方法については群ごとで異なります）

以上①から④が通常の流れとなります。

●通常以外の受け取り

① 4月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わなかった場合。（保険証は支部での預かりとなっています）

所属する群の役員に連絡の上、4月分までの組合費、国保料を群役員に納め、領収証をもらう。その領収証を支部事務所で提示し、新保険証の受け取りとなります。

② 3月6日以降に「保険証」の

住所変更、家族の増減などの手続きをされている場合は、国保組合での手続き終了後、本人宛に直送します。

③ 前記①、②以外で群役員に保険証が届いていない場合。

支部事務所の国保担当者まで連絡を入れて、保留内容を確認し要件対応の上、支部事務所ですべて「保険証」の受け取りをしてください。

なお、事情によっては、新たな手続きを必要とする場合もありますので、ご了承ください。

◆労災更新のお知らせ

年度末は労災保険年度更新の時期です。加入中の方には3月上旬より順次書類を郵送しますので内容を確認の上、忘れずに更新手続きをしましょう。

① 労災特別加入

3月中旬までに郵送での更新手続きをお願いします。

② 事業所労災

4月上旬に支部にて更新の手続きをお願いします。

組合費・国保料 の変更案内

◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、それ以外での金額変更も生じる場合がありますのでご注意ください。

- ①、二十歳の誕生日翌月分、三千二百円から五千二百円に
- ②、二十五歳の誕生日翌月分、五千二百円から五千八百円に

以上の場合、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随時変更となります。なお、三十歳への変更は、年度に一回（六月分から）の変更となります。

◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き（扶養者の増減等）にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。

- ③、四十歳の誕生日の分、介護保険料三千七百円が発生
- ④、六十五歳の誕生日の分、介護保険料三千七百円が消滅

- ⑤ また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行となるため、国保料の請求がなくなります

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。